

# 危機管理会議

日 時：平成 25 年 4 月 1 日（月） 15 時から

場 所：県庁 3 階特別会議室

## 協議事項

- 新年度の危機管理体制について

## (資料)

- 資料 1 危機管理会議の活動について .....1
- 資料 2 徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱 .....6
- 資料 3 平成 24 年度 危機管理会議開催実績 .....10
- 資料 4 危機管理調整費について .....11
- (別添) 平成 25 年度緊急連絡網

危機管理会議の活動について

1 危機管理会議の概要

(1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（資料 2 参照）

(2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的（要綱第 1 条）。

(3) 設置年月日

平成 16 年 6 月 8 日

(4) 構成員

- ・ 要綱第 4 条参照

(5) 平成 24 年度の招集・開催実績

資料 3 「平成 24 年度 危機管理会議開催実績」のとおり。

## 危機管理会議の活動について

### 1 危機管理会議の概要

#### (1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」(資料 2 参照)

#### (2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的(要綱第 1 条)。

#### (3) 設置年月日

平成 16 年 6 月 8 日

#### (4) 構成員

- ・ 要綱第 4 条参照

#### (5) 平成 24 年度の招集・開催実績

資料 3 「平成 24 年度 危機管理会議開催実績」のとおり。

## 2 当面の活動について

### (1) 新型インフルエンザ対策について

#### ア 発生時の危機管理体制

- ・ 新型インフルエンザの発生が確認された場合には、「危機管理対策本部」（知事を本部長とし、各部局長等を構成員となる）を自動設置する。

#### イ 新型インフルエンザ発生時の危機管理体制の見直しについて

- ・ 昨年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布されている。
- ・ 特措法には、「国、地方公共団体の行動計画の作成」や「発生時に国、都道府県の対策本部を設置すること」などが含まれている。
- ・ 本県では、平成24年2月議会において、「新型インフルエンザ等対策本部条例」を整備。政府に対策本部が設置された場合には、本県にも新型インフルエンザ等対策本部を設置することとしている。なお、本条例については、特措法の施行日（4月下旬）に同日施行することとしている。
- ・ また、特措法施行後、政府の行動計画やガイドラインが示される予定となっており、現在の「徳島県新型インフルエンザ行動計画」や危機管理体制の見直しについて、検討を進めていく。

### (2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

#### ア 発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、「危機管理対策本部」を自動設置する。
- ・ 「野鳥や県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ、「危機管理会議」または「危機管理連絡会議」を招集する。

#### イ 職員の動員について

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等に必要となる人員を確保するため、全庁的に職員を動員する。
- ・ 動員名簿は、毎年度更新している（別途、更新作業を依頼予定）。

※ なお、この動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用することがある（例：口蹄疫発生時など）。

### (3) 原子力災害対策について

#### ア 対応方針について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定・公表 (H23.3.28 策定。7.8 改定)
- ・ 原子力災害に対しては、原則、原子力災害対策企画員室にて対応することとしているが、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」が対応する。

#### イ 地域防災計画・原子力災害対策計画について

平成 25 年度の地域防災計画の改定の際に、原子力災害対策計画を追加予定。

### (4) 県人の安否確認について

県外（海外を含む）で、大規模災害・事故が発生し、県人の安否確認を行う必要が生じた場合には、各部局に、作業をお願いすることがある。

#### 〈依頼事項（例）〉

- ・ 政策創造部 県人会を通じた被災の照会
- ・ 商工労働部 進出企業への影響の確認  
旅行者への影響の確認
- ・ 農林水産部 漁船への影響の確認
- ・ 教育委員会 日本人学校、修学旅行の影響の確認 など

### 3 会議の招集について

- 危機管理会議を招集する場合には、別途定める「平成 25 年度緊急連絡網」の第 1 順位から第 3 順位の職員に連絡する（24 時間）。
  - 連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。
  - 緊急連絡先となっている職員は、携帯電話を常に携帯すること。
- ※ 本日（1 日）17 時 30 分にすだちくんメールのテスト送信を行う。到達の確認をしていただきたい。

## 資料 2

※ 下線は、平成 25 年 4 月 1 日改正箇所

### 徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

#### (目的)

第 1 条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

#### (所管事項)

第 2 条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

#### (危機管理主任者)

第 3 条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を総括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (組織)

第 4 条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監が主管する。
- 3 危機管理会議は、危機管理部長、各部局の危機管理主任者及び別表 2 に掲げる者をもって構成する。

4 危機管理会議の座長は、危機管理部長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

2 主管又は座長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長が主宰する。

4 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長又は危機管理政策課長が招集する。

5 危機管理部副部長又は危機管理政策課長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則



この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	総務課長
県民環境部	県民環境政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
商工労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	<u>経営企画戦略課長</u>
病院局	総務課長
教育委員会	教育総務課長
南部総合県民局	津波減災部長
西部総合県民局	企画振興部長

別表 2 (第 4 条関係)

警察本部警備部警備課長
総合政策課上席政策調査幹
県政広報幹

別表 3 (第 6 条関係)

危機管理部	副部長 危機管理政策課長 危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
県民環境部	県民環境政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
商工労働部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	<u>経営企画戦略課副課長</u>
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育総務課副課長
南部総合県民局	津波減災部課長補佐
西部総合県民局	企画振興部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

## 資料3

## 平成24年度 危機管理会議開催実績

回	日付	内 容
1	4.2	○ 新年度の危機管理体制について
2	4.5	○ 「標的型メール」への対応について
3	4.9	○ 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応について
4	4.13	○ 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応について
5	4.27	○ 連休中の危機管理体制の確保について、 北朝鮮による核実験に対する本県の対応について
6	5.3	○ 乾燥しいたけからの放射性物質検出事例について
	5.28	※（連絡会議）計画停電に備えた危機管理体制の確保について
7	6.22	○ 徳島県における計画停電への備えについて
	10.11	※（連絡会議）標的型メールへの対応
8	12.12	○ 北朝鮮による「人工衛星」と賞するミサイル発射事案について
	12.25	※（連絡会議）不審メールへの注意喚起について
9	12.26	○ 年末年始の危機事象対応に係る体制について
	1.24	※（連絡会議）北朝鮮の核実験実施による本県の対応
10	2.22	○ 危機管理調整費の執行について（PM2.5測定体制の強化について）

※連絡会議：危機管理会議の下部組織。危機管理部副部長をトップとして各部局の主管課副課長で構成。  
H21.9に設置

資料 4

危機管理調整費について

1 目的

危機管理調整費は、危機事象が発生した際に、迅速な応急対策の実施に際して、緊急に必要となる経費に充当するために平成 18 年度に設置。

2 当初予算計上額

- ・ H18 - 19 20,000 千円
- ・ H20 - 24 10,000 千円

3 執行手続

- ① 年度当初予算において、危機管理調整費を危機管理部に配当。
- ② 危機事象が発生した際には、危機管理会議において、応急対策に緊急に必要となる経費について協議（※財政課との執行協議も必要）。
- ③ 政策監は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定。
- ④ 応急対策を実施する部局は、危機管理部から予算の配当替えを受け、迅速に応急対策を実施。

4 活用実績

年度	執行額（決算）	事業内容
18	4,302 千円	新型インフルエンザ対策 ・ 防護服 1,320 着 ・ 検査試薬 300 検体 ・ 車椅子型アイソレータ 2 台
19	915 千円	中越沖地震支援 ・ 県職員派遣や物資の支援等
20	3,782 千円	鳥インフルエンザ対策(緊急消毒) ・ 消石灰 7,564 袋
21	10,000 千円	新型インフルエンザ対策 ・ 発熱外来用テント 4 台 ・ 医療用予防投薬, PCR 検査用試薬
22	8,999 千円	高病原性鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 16,413 袋, 野鳥検査試薬
23	1,175 千円	牛肉の放射性物質の検査強化対策 ・ 放射能測定ベクレルモニター
24	10,000 千円	PM2.5 測定体制の強化について ・ 観測地点のオンライン化、追加

平成24年度3月以降の野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について  
(H25.3.29)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	新潟県	見附市元町	オオハクチョウ	3/15	3/15 陰性	3/29 陽性	機関に 送付中	3 / 2 9 指定

【今回の案件 (No.1) について】

1 主な経緯等

(1) オオハクチョウの回収地

見附市元町

(2) 経緯

- ・ オオハクチョウ1羽の死体を回収 (15日)。
- ・ 15日に簡易検査を実施したところ陰性と判明 (検体到着は27日)。
- ・ 29日に (独) 国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ陽性と判明。
- ・ 29日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 29日、北海道大学に確定検査のため検体を移送。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 環境省が、北海道大学 (確定検査機関) に依頼して高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施。検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込み。
- (3) 仮に高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載) に基づき適切に対応。

【留意事項】

- ・ 現時点では遺伝子検査によりA型インフルエンザウイルス陽性が確認されたもので、鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。また、病性も未確定です。
- ・ 確定検査の結果陰性となることもあります。

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf))に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

平成25年3月29日（金）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：掘内 洋 （内線6470）

室長補佐：山本 麻衣 （内線6475）

専 門 官：根上 泰子 （内線6473）

担 当：千葉 康人 （内線6473）